

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第15号

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則（平成17年総社市規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第1（第2条関係） 所得区分 略</p> <p>備考 <u>1</u> この表において「受給資格者と生計を一にする者」とは、当該受給資格者の加入している医療保険各法（国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。）の規定による被保険者（当該受給資格者以外の者であって、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく組合員、私立学校職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にあるものをいう。）又は当該受給資格者の加入している国民健康保険法及び高齢者医療確保法の規定による被保険者（当該受給資格者以外の者であって、かつ、当該受給資格者と同一の世帯に属するものに限る。）並びに当該受給資格者と同一の住民基本台帳上の世帯に属する者に限る。）と同一の世帯に属する者に限る。</p>	<p>別表第1（第2条関係） 所得区分 略</p> <p>備考 この表において「受給資格者と生計を一にする者」とは、当該受給資格者の加入している医療保険各法（国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。）の規定による被保険者（当該受給資格者以外の者であって、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく組合員、私立学校職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。）又は当該受給資格者の加入している国民健康保険法及び高齢者医療確保法の規定による被保険者（当該受給資格者以外の者であって、かつ、当該受給資格者と同一の世帯に属する者に限る。）並びに当該受給資格者と同一の住民基本台帳上の世帯に属する者に限る。）と同一の世帯に属する者に限る。</p>

改正後	改正前
<p>帯に属する者をいう。</p> <p><u>2 この表の低所得Ⅰの項における合計所得金額に，所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合における当該合計所得金額については，同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には，零とする。）と同法第35条第2項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を，当該給与所得の金額及び同法第35条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。</u></p>	<p>属する者をいう。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は，令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則の規定にかかわらず，令和3年6月30日までの間に療養を受けた月に係る所得区分については，なお従前の例による。

3 この規則の施行の日から令和3年7月31日までの間における別表第1の適用については，国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）第6条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項の規定により算定するものとする。この場合において，同項中「世帯主であつて」とあるのは「年齢19歳未満の扶養親族を有する者であつて」と，「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えて適用するものとする。

4 前項による別表第1の低所得Ⅱの項における所得割が課されない者に係る課税所得金額の算定に当たっては，地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項及び第2項の規定による総所得金額，退職所得金額及び山林所得金額からの控除後の金額から，高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項の規定による控除対象者を扶養親族として有する者にあつては，同項第2号の規定による合計額を控除した後の金額により算定するものとする。